

岐阜県新規就農者育成方針

制定 令和4年5月20日

最終改訂 令和8年2月3日

岐阜県農政部

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2の第7の1の規定に基づき、以下のとおり定める。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

本県では、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」と地域の関係機関で構成する「地域就農支援協議会」、「就農応援隊」が連携し、就農相談から研修、就農、定着まで一貫した就農支援を実施しています。

新規就農者が着実に育成される一方で、経営が不安定であることを理由に離農する者や、所得目標が達成できず、経営が軌道に乗っていない者もあり、就農者の早期の経営安定が課題となっています。

また、近年では、頻発する自然災害や資材価格の高騰、農産物価格の低迷など新規就農者を取り巻く経営環境は不安定なものとなっています。

このため、令和3年に策定した『ぎふ農業・農村基本計画』において、計画の柱のひとつとして「ぎふ農業・農村を支える人材育成」を掲げ、これまでの支援に加えて、就農後の経営発展に向けた技術・経営両面からの伴走支援を強化していきます。

○県の新規就農者数目標

	目標値 (令和3～7年度)
新規就農者数	1300人・経営体（累計）

2 新規就農者に対するサポート内容

（別紙）都道府県サポート計画の第2に記載のとおり

3 経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県加算ポイントの設定

新規就農者育成総合対策実施要綱別記1の別表1－1及び別表1－2（または新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2の別表1－1及び別表1－2）に基づいて「申請者の共通ポイント」及び「県が使用可能なポイント（以下、「県全体ポイント」という。）」を算出し、当該申請者について以下の計算式で得られた値を県加算ポイントとす

る。

$$\text{県全体ポイント} \times \frac{\text{当該申請者の共通ポイント} - 9}{\text{全申請者の共通ポイントの合計} - 9 \times \text{申請者数}}$$

- ※1 小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨て。
- ※2 当該申請者の共通ポイントの $1/2$ （小数点以下切り捨て）を上限とする。
- ※3 県全体ポイントに残余が生じた場合は、共通ポイントが上位の申請者から1ポイントずつ付与する。共通ポイント数が同点の申請者がいる場合、県補助金の低い者、県補助金も同額である場合は総事業費の高い者を優先する。